

大使館からのお知らせ（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る
今後の国内制限措置について（11月5日））

<ポイント>

- 11月4日（水）、モラヴィエツキ首相及びニエジェルスキ保健大臣は、今後の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止措置について、国民10万人あたりの1週間の感染者数に応じ、段階的な対策を行う旨発表しました。今後の感染拡大状況によっては、いわゆる完全なロックダウンに相当する措置が執られる可能性があります。
- ポーランド政府は、ステイホームの徹底、自治体・民間企業関係者によるテレワークの実施、デモ活動のオンライン上での実施を強く呼びかけています。
- 感染予防措置を心がけて下さい。

1 11月4日（水）、モラヴィエツキ首相及びニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、今後の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止措置について、国民10万人あたりの1週間の感染者数（平均値）に応じ段階的な対策を行う旨発表しました。詳細は以下のとおりです。

- (1) 国民10万人あたりの1週間の感染者数が70～75人の場合は、国民的隔離措置（Narodowa Kwarantanna）、いわゆる完全なロックダウンに相当する措置の実施。
- (2) 国民10万人あたりの1週間の感染者数が50～70人の場合は、11月7日（土）から実施される制限措置の実施。
- (3) 国民10万人あたりの1週間の感染者数が25～50人の場合は、ポーランド全土での赤ゾーンの制限措置の実施。
- (4) 国民10万人あたりの1週間の感染者数が10～25人の場合は、ポーランド全土での黄ゾーン（局所的に赤ゾーン）の制限措置の実施。
- (5) 国民10万人あたりの1週間の感染者数が2～10人の場合は、地域毎での制限措置の実施。

2 また、各自によるステイホームの徹底と、自治体・民間企業関係者によるテレワークの実施、デモ活動のオンライン上での実施を強く呼びかけています。

3 新規感染者数が急増しています。引き続き、マスク着用や手洗い（含む消毒）、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、予防措置を心がけて下さい。

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30、13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください(閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うことになります)。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html